○○会集会所運営規程

（設置）

第1条　　○○総代区（常会）（以下「本会」という｡）は、蒲郡市・・・・・・・・・・・・・・・○番○号に○○会集会所（以下「集会所」という｡）を置き、これを管理運営する。

（目的）

第2条　　この集会所は、本会会員（以下「会員」といい、同居の親族を含む｡）の福祉増進、教養文化の向上、相互の親睦及び○○総代区（常会）の各種の会合、集会等に使用する。

（使用者の範囲）

第3条　　この集会所を使用する場合の使用者の範囲は、次の通りとする。

（1）　本会の事業、行事、自治活動等に参加する会員

（2）　会員有志が発起する会合等に参加する会員

（3）　その他本会が必要と認める者

（使用の許可）

第4条　　この集会所の使用を希望する者は、事前に使用許可申請書を提出し、○○総代（常会長）の許可を受けなければならない。

（不許可の場合）

第5条　　次の各号のいずれかに該当するとき、総代（常会長）は、集会所の使用を許可しない。

（1）　秩序または風俗を乱すおそれがあるとき

（2）　集会所の施設、備品等を汚損または損傷するおそれがあるとき

（3）　管理上支障があるとき

（4）　その他総代（常会長）が不適当と認めるとき

（遵守事項）

第6条　　この集会所の使用者その他の入館者は､次の事項を遵守しなければならない。

（1）　使用許可以外の室、備品等を使用しないこと

（2）　騒音を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

（3）　使用時間を厳守すること

（4）　その他集会所の運営上不適当な行為をしないこと

（使用者の義務）

第7条　　この集会所を使用する者は、善良なる管理者の注意義務を負い、便宜上集会所の備品等を移動させたときは、使用後これを現状に復さなければならない。

（損害の弁償）

第8条　　この集会所の使用者が集会所の施設､備品等を損傷または滅失したときはその損害についての応分弁償をしなければならない。

（賛助金）

第9条　　この集会所を使用する者は､集会所の維持管理に必要な経費を賛助金として、以下の区分に従い、納付するものとする。ただし、○○総代（常会長）が認めた場合は、この限りでない。

　　賛助金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設区分 | 9時～12時 | 12時～17時 | 17時～21時 |
| 全　　館 | 円 | 円 | 円 |
| 大会議室 | 円 | 円 | 円 |
| ・・・・・・ | 円 | 円 | 円 |
| 電気料 | 円 | 円 | 円 |
| 冷暖房料 | 円 | 円 | 円 |

（その他）

第10条　　その他必要な事項は、○○において定める。

附　則

この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。